

平成23年12月14日(水)開催

総務委員会会議順序

開議時刻	本会議	散会	後
会議室	総務委員会室		

○ 開 会

1 付託事件

2 協議又は報告事項

(1) 平成23年11月定例会追加主要事項について

(2) その他

○ 次回委員会

平成23年12月19日(月) 午前10時～

○ 閉 会

総務委員会資料

1 1月定例会追加主要事項

○ 岡山県税条例の一部を改正する条例

P 1

平成23年12月14日

総務部

岡山県税条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 個人の県民税について、東日本大震災に係る特例措置を次のように講ずることとする。</p> <p>(1) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定により、住宅の再取得等に係る所得税の控除の特例措置の適用を受けた場合においては、住宅借入金等特別税額控除の対象とする。</p> <p>(2) 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失等した場合には、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を延長する。</p> <p>(3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により一定の期間内に買換資産を取得することが困難となった場合において、一定の要件を満たすときは、当該期間を延長する。</p> <p>(4) 優良住宅地の予定地のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置について、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により一定の期間内に当該特例措置の適用を受ける土地等を譲渡した場合に該当することが困難となった場合において、一定の要件を満たすときは、当該期間を延長する。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税について東日本大震災に係る特例措置を設ける等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県税条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「同条第四十四項」を「同条第四十三項」に改め、同条第二項中「第二十九項まで、第三十四項、第四十項及び第四十一項」を「第二十八項まで、第三十三項、第三十九項及び第四十項」に改める。

第四十二条の二第二項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改める。

第四十二条の二第二項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改める。

第四十九条の三第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改める。

第四十九条の四第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改める。

第五十三条の四第一項中「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第五十三条の六第二項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「あん分」を「あ分」に改める。

第五十五条第一項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の八第二項」を「第七十二条の四十九の十二第二項」に改め、同条第二項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に改める。

附則第十条の二第一項中「及び附則第十一条第三項」を「、附則第十一条第三項及び附則第十三条の二第二項」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第十三条 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）
（第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（同法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第六条の三第一項第二号中「第三十一条の三」とあるのは「第三

十一條の三（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。）と、附則第十條第一項中「第三十六條」とあるのは「第三十六條（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。）と、「同法第三十一條第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一條第一項」と、附則第十條の二第三項中「第三十七條の九の五まで」とあるのは「第三十七條の九の五まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。）と、附則第十條の三第一項中「租税特別措置法第三十一條の三第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一條の三第一項」と、附則第十一條第一項中「第三十六條」とあるのは「第三十六條（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。）と、「同法第三十二條第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二條第一項」として、附則第五條、附則第五條の二、附則第六條の三、附則第十條、附則第十條の二、附則第十條の三又は附則第十一條の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三十四條の四第一項の県民税に関する申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された同條第二項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
附則第十三條の次に次の一條を加える。

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

第十三條の二 附則第五條第一項の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に法附則第四條第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの期間（以下この項において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する

法律第十二条の二第二項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみなして、附則第五条の規定を適用する。

2 附則第十条の二第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成二十四年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を附則第十条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

第二条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。

附則第六条の三第一項第二号ハ中「控除額並びに」を「控除額、」に、「及び第十条の二の二から第十条の七まで」を「第十条の二の二から第十条の六まで及び第十条の七（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二及び第十条の三」に改める。

附則第六条の三の三の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条中「（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定の」を「第十三条第一項の規定の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、附則第六条の三第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで」を「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二十三年から平成二十五年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借

入金等の金額を除く。」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第四十一条第一項」と、前条第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」とする。

附則第十三条第一項中「（平成二十三年法律第二十九号）」を削る。

第三条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。

附則第六条の三第一項第二号ハ中「第十条の六まで及び第十条の七」を「第十条の五まで及び第十条の六」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成二十四年一月一日
- 二 第三条の規定 平成二十四年四月一日
- 三 第一条中岡山県税条例第五十三条の四、第五十三条の六及び第五十五条の改正規定 平成二十四年一月一日

改正理由

地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税について東日本大震災に係る特例措置を設ける等所要の改正を行う必要がある。

新

（法人の県民税の申告納付）

第四十一条 法第五十三条第一項及び第二十三項に規定する法人は、同条第四十三項の規定の適用がある場合を除き、法人税に係る申告書を提出する期限又は法人税に係る修正申告によつて増加した法人税額若しくは法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額を納付すべき日までに法人税割額及び均等割額を、同条第二項に規定する連結法人は、同項ただし書又は同条第四十三項の規定の適用がある場合を除き、同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に法人税割額及び均等割額を、同条第四項に規定する法人及び連結子法人は、同項の規定による納期限までに法人税割額及び均等割額を、同条第十九項に規定する法人は、毎年四月三十日までに均等割額を、同条第二十二項に規定する法人は、遅滞なく法人税割額及び均等割額をそれぞれ申告納付しなければならない。ただし、当該期限後においても、次条第一項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、申告納付することができる。

2 法人が、その支払を受ける利子等につき、利子割額を課されたときは、当該利子割額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から法第五十三条第二十六項から第二十八項まで、第三十三項、第三十九項及び第四十項の規定により控除し、又は還付し、若しくは充当する。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予）
 第四十二条の二 知事は、内国法人（法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。第四十九条の三第一項において同じ。）が同法第百三十九条に規定する条約（以下この節及び次節において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第

旧

（法人の県民税の申告納付）

第四十一条 法第五十三条第一項及び第二十三項に規定する法人は、同条第四十四項の規定の適用がある場合を除き、法人税に係る申告書を提出する期限又は法人税に係る修正申告によつて増加した法人税額若しくは法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額を納付すべき日までに法人税割額及び均等割額を、同条第二項に規定する連結法人は、同項ただし書又は同条第四十四項の規定の適用がある場合を除き、同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に法人税割額及び均等割額を、同条第四項に規定する法人及び連結子法人は、同項の規定による納期限までに法人税割額及び均等割額を、同条第十九項に規定する法人は、毎年四月三十日までに均等割額を、同条第二十二項に規定する法人は、遅滞なく法人税割額及び均等割額をそれぞれ申告納付しなければならない。ただし、当該期限後においても、次条第一項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、申告納付することができる。

2 法人が、その支払を受ける利子等につき、利子割額を課されたときは、当該利子割額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から法第五十三条第二十六項から第二十九項まで、第三十四項、第四十項及び第四十一項の規定により控除し、又は還付し、若しくは充当する。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予）
 第四十二条の二 知事は、内国法人（法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。第四十九条の三第一項において同じ。）が同法第百三十九条に規定する条約（以下この節及び次節において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第

六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（外国法人（法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。以下この項及び第四十九条の三第一項において同じ。）が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この節及び次節において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この節及び次節において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて法第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、法第五十三条第二十三項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時ににおいて当該法人税割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2／6略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民

六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（外国法人（法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。以下この項及び第四十九条の三第一項において同じ。）が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この節及び次節において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この節及び次節において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十五項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて法第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、法第五十三条第二十三項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時ににおいて当該法人税割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2／6略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民

税の徴収猶予)

第四十二条の二の二 知事は、連結親法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。以下この項及び第四十九条の四第一項において同じ。）が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。第四十九条の四第一項において同じ。）がある連結子法人（同法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。第四十九条の四第一項において同じ。）（以下この項において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて法第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、法第五十三条第二十三項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法

税の徴収猶予)

第四十二条の二の二 知事は、連結親法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。以下この項及び第四十九条の四第一項において同じ。）が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。第四十九条の四第一項において同じ。）がある連結子法人（同法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。第四十九条の四第一項において同じ。）（以下この項において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて法第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、法第五十三条第二十三項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法

人につき当該申請の時に於て当該法人税割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

256 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)

第四十九条の三 知事は、内国法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。)をした場合(外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約の規定する申立てをし、かつ、条約相手

国等の権限ある当局から相互協議の申入れがあつた場合を含む。)には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る同法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額(これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が第五十条の二第一項若しくは第二項若しくは法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第四十九条第五項又は第五十一条第二項の規定による納期限(当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づき国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が第五十条の二第一項若しくは第三項又は法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の令で定める場合)にあ

人につき当該申請の時に於て当該法人税割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

256 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)

第四十九条の三 知事は、内国法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。)をした場合(外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約の規定する申立てをし、かつ、条約相手

国等の権限ある当局から相互協議の申入れがあつた場合を含む。)には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る同法第六十六条の四第十五項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額(これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が第五十条の二第一項若しくは第二項若しくは法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第四十九条第五項又は第五十一条第二項の規定による納期限(当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づき国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が第五十条の二第一項若しくは第三項又は法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の令で定める場合)にあ

つては、令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第五項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に当該所得割額又は付加価値割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2/6略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)

第四十九条の四 知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(以下この項において「対象連結法人」という。)の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額(当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額(当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。)に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が第五十条の二第一項若しくは第二項若しくは法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び加重算金として令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、法第七十二条の三十三第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限(当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結

つては、令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第五項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に当該所得割額又は付加価値割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2/6略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)

第四十九条の四 知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(以下この項において「対象連結法人」という。)の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額(当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額(当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。)に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が第五十条の二第一項若しくは第二項若しくは法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び加重算金として令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、法第七十二条の三十三第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限(当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結

所得に係る個別所得金額に基づいて知事が第五十条の二第一項若しくは第三項又は法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に於いて当該所得割額又は付加価値割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 6 略

（個人の課税標準の経理区分の義務）

第五十三条の四 法第七十二条の二十項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務がある者は、当該個人の事業から生ずる所得について、法第七十二条の四十九の十二第一項ただし書の規定によつて当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されない部分とその他の部分とに経理を区分して行わなければならない。

2 略

（個人の事業税の税率等）

第五十三条の六 1 略

2 前項の規定により区分された事業を併せて行う場合における同項各号に掲げる税率を適用すべき所得は、当該個人の事業の所得をそれぞれの事業につき法第七十二条の四十九の十二第一項から第三項までの規定によつて計算した所得金額に按分して算定するものとする。

（個人の事業税に関する申告）

第五十五条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第七十二条の四十九の十二第一項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が第五十三条の五第一項の規定による控除額を超えるものは、当該年度の初日の属する年（以下この項及び次項において「当該年」という。）の三月十五日まで

所得に係る個別所得金額に基づいて知事が第五十条の二第一項若しくは第三項又は法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に於いて当該所得割額又は付加価値割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 6 略

（個人の課税標準の経理区分の義務）

第五十三条の四 法第七十二条の二十項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務がある者は、当該個人の事業から生ずる所得について、法第七十二条の四十九の八第一項ただし書の規定によつて当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されない部分とその他の部分とに経理を区分して行わなければならない。

2 略

（個人の事業税の税率等）

第五十三条の六 1 略

2 前項の規定により区分された事業を併せて行う場合における同項各号に掲げる税率を適用すべき所得は、当該個人の事業の所得をそれぞれの事業につき法第七十二条の四十九の八第一項から第三項までの規定によつて計算した所得金額にあん分して算定するものとする。

（個人の事業税に関する申告）

第五十五条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第七十二条の四十九の八第一項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が第五十三条の五第一項の規定による控除額を超えるものは、当該年度の初日の属する年（以下この項及び次項において「当該年」という。）の三月十五日まで

でに（年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内）に）、当該年の前年中の事業の所得（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該年の一月一日から事業の廃止の日までの事業の所得）並びに当該年の前年において生じた譲渡損失の金額（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該年の一月一日から事業の廃止の日までに生じた譲渡損失の金額）及び法第七十二条の四十九の第二項及び第三項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第七十二条の四十九の第十二第六項、第七項又は第十項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、知事に申告することができらる。

3・4略

附則

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の特例）

第十条の二 昭和六十三年年度から平成二十六年年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第十一條第三項及び附則第十三條の第二項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十一條第三項及び附則第十三條の第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（附則第十条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税

に（年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内）に）、当該年の前年中の事業の所得（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該年の一月一日から事業の廃止の日までの事業の所得）並びに当該年の前年において生じた譲渡損失の金額（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該年の一月一日から事業の廃止の日までに生じた譲渡損失の金額）及び法第七十二条の四十九の第八第二項及び第三項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第七十二条の四十九の第八第六項、第七項又は第十項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、知事に申告することができらる。

3・4略

附則

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の特例）

第十条の二 昭和六十三年年度から平成二十六年年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条及び附則第十一條第三項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条及び附則第十一條第三項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（附則第十条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず

の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二略

257略

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第十三条 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（同法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第六条の三第一項第二号口中「第三十一条の三」とあるのは「第三十一条の三（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第十条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、附則第十条の二第三項中「第三十七条の九の五まで」とあるのは「第三十七条の九の五まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第十条の三第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、附則第十一条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一

、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二略

257略

第十三条 削除

項」として、附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の三、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三十四条の四第一項の県民税に関する申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された同条第二項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

第十三条の二 附則第五条第一項の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に法附則第四条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの期間（以下この項において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の二第二項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみなして、附則第五条の規定を適用する。

2 附則第十条の二第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成

二十四年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を附則第十条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

新

附則

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第六条の三 平成二十年度から平成二十八年年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び次条第一項において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一 略

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ・口略

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条（同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第十条の二の二から第十条の六まで及び第十条の七（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二及び第十条の三の

旧

附則

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第六条の三 平成二十年度から平成二十八年年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び次条第一項において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一 略

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ・口略

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額並びに租税特別措置法第十条（同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、及び第十条の二の二から第十条の七までの規定による控除額の合計額

規定による控除額の合計額

三 略

25略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第六条の三の三 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、附則第六条の三第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第三号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二若しくは租税特別措置法」と、前条第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて

三 略

25略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)

第六条の三の三 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、附則第六条の三第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第三号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二若しくは租税特別措置法」と、前条第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて

適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第二号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二若しくは租税特別措置法」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」とする。

2

県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、附則第六条の三第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二十三年から平成二十五年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨

条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第二号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二若しくは租税特別措置法」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」とする。

時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第四十一条第一項」と、前条第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項から第五項まで」とする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)
第十三条 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(同法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第六条の三第一項第二号口中「第三十一条の三」とあるのは「第三十一条の三(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第十条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第三十一条第二項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、附則第十条の二第三項中「第三十七条の九の五まで」とあるのは「第三十七条の九の五まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第十条の三第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「東日本大

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第十三条 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(同法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第六条の三第一項第二号口中「第三十一条の三」とあるのは「第三十一条の三(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第十条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、附則第十条の二第三項中「第三十七条の九の五まで」とあるのは「第三十七条の九の五まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第十条の三第一項中「租税特別措置法第三十一条の

震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、附則第十一条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項」として、附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の三、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

2
略

三第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、附則第十一条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項」として、附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の三、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

2
略

新	旧
<p>附則</p> <p>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第六条の三 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び次条第一項において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>一 略</p> <p>二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額</p> <p>イ・口略</p> <p>ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条（同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第十条の二の二から第十条の五まで及び第十条の六（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに東日本大震災の被災者等に</p>	<p>附則</p> <p>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第六条の三 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び次条第一項において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>一 略</p> <p>二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額</p> <p>イ・口略</p> <p>ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条（同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第十条の二の二から第十条の六まで及び第十条の七（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに東日本大震災の被災者等に</p>

係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二及び第十条の三の
規定による控除額の合計額

三
略

2
～
5
略

係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二及び第十条の三の
規定による控除額の合計額

三
略

2
～
5
略